

ミャンマー人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト

No.29/ 2015 年 3 月 3 日

ミャンマーでは、強制結婚、強制労働、性的搾取などの人身取引被害者が多く発生しています。経済活動のグローバル化が進み、人の移動が増加し、それに伴い今後ますます人身取引被害も増加することも危惧されます。JICA ではミャンマーで 2012 年より被害者支援を行う関係者の能力強化を目的として、本プロジェクトを実施しています。

ヤンゴンからミンガラバー(こんにちは)

ミャンマー・タイ ケースマネジメント会議に参加
(2 月 19 日 - 20 日)



ヤンゴン市内のホテルで開催

2 月 19 日から 20 日にヤンゴンで開催された第 15 回目のミャンマーとタイのケースマネジメント会議に参加しました。この会議は 2008 年 4 月から年 2 回実施されており、ミャンマーとタイ両国政府が人身取引被害者保護における個別事例への対応を共有し、より良い対応方法を協議するために、両国で交互に開催されているものです。

被害者の保護から社会復帰にいたる両国の標準的な被害者への対応を協議し、「標準対応手順 (Standard Operation of Procedures:SOPs)」として作成することも、2009 年 4 月の 2 国間覚書 (MOU) で合意されています。今回の会議はその「標準対応手順」の付録 (Annex) の最終調整を行う会議でもありました。

1 日目は、前回の第 14 回会議で承認された活動の実施状況の確認ののち、ミャンマー側からはタイ国内の被害者一時保護施設へのケースワーカー訪問調査報告、タイで保護され帰還したミャンマー人被害者

の社会復帰状況の報告、タイ側からはタイ国内の被害者一時保護施設でのミャンマー人被害者受け入れ状況の報告などがありました。

タイからミャンマーに公式ルートで帰還した被害者の数は、2014 年 6 月からの半年間で 60 名 (女性 49 名、うち 18 歳未満 24 名、男性 11 名、うち 18 歳未満 2 名) で、ミャンマー政府の施設で保護されている 10 名 (主に未成年者) を除き、全員がすでに出身地に戻り生活しているとのこと。報告の最後には、社会復帰できた 4 名の成功例が紹介されました。1 日目の最後には、施設における被害者支援のありかたについて協議されました。タイの被害者一時保護施設で保護されていた 2 名のミャンマー人被害者が、規則をやぶって飲酒し、タイ人スタッフへの暴力や器物破損で逮捕されたケースについての背景や対応についても協議されました。



ミャンマー側のケースワーカーの報告の様子

一時保護施設で保護されている人身取引被害者の暴力などに関しては、「タイ国内法に基づいた法的責任を負うが、人身取引の加害者追訴裁判や人身取引被害の損害補償には影響がない」ことが両国で確認されました。

また、一時保護施設で滞在中は外部との接触は禁止されていますが、特に被害者が未成年の場合、親族との電話連絡を認めるべきではないかとの話し合いも行われました。ミャンマー側のタイ一時保護施設の訪問期間についても、もう少し期間を延長することが必要ではないかとの議論がありました。

また、ミャンマー人ケースワーカーからの報告として、ほとんどのミャンマー人被害者が加害者追訴の裁判に関わることを望んでいないということも課題として挙げられました。理由としては、長期にわたり何度も裁判所に出廷する必要があるうえ、裁判で勝訴をしても補償金をもらえるかどうか分からないことなどのようです。

2 日目は、両国で合意済の「標準対応手順」の細部の詰めの話し合いが行われました。「標準対応手順」では、被害者の権利や参加を基本的な考え方としたうえで、具体的な両国の支援手順についても記述されており、すばらしい内容となった印象を持ちました。合意された手順に則って両国が確実に実施できることを望みつつ、実施にむけては様々な問題があることも協議の中で感じました。今回の会議でほぼ両国間の合意にいたりしましたが、一部継続協議となり、改めて 2015 年 6 月に再度協議することとなりました。



ミャンマー社会福祉局長（左）とミャンマー伝統衣装（男性の正装用上着とロンジー）で参加のタイ側局長（右）

前回までの会議は、会議実施に必要な費用は援助機関の支援に頼っていましたが、今回はミャンマー政府が独自に予算を確保して開催したことも印象的でした。

プロジェクトでは研修やモデル活動など、被害者保護にむけた活動を実施していますが、ミャンマー政府が人身取引対策に予算措置を行うなど、政府の取り組み強化を働きかける活動も粘り強く行っています。

なお、JICA ではミャンマーで本プロジェクトを通じて人身取引対策に取り組んでおり、タイでも 2009 年に始まった JICA 人身取引プロジェクトが終了後、2015 年 4 月から新たなプロジェクトが始まります。国境を超えた対策が必要な人身取引対策ですが、両国政府への両国での働きかけを両プロジェクトから行っていくことにより、効果的な対策が一層すすむことが期待されます。

国をまたがる会議の実施には困難もありますが、実際に顔を合わせ話し合う場を維持発展することの重要性と JICA の取り組みの意義を感じた会議でした。

社会福祉研修所の人身取引研修（2月11日）



研修の一コマで JICA プロジェクトを紹介

ミャンマー政府が職員向けに社会福祉関係の研修を行う社会福祉研修所（Social Welfare Training School: SWTS）の正規の研修として人身取引対策研修が2月2日から2週間の日程で実施されました。

このような研修がミャンマー政府により実施されるのは初めてのことです。当プロジェクトでは、プロジェクトで直接行う研修だけでなく、ミャンマー政府自らこのような研修の実施を行うことも働きかけしており、紆余曲折を経て今回実施にいたったことは、プロジェクトの大きな成果といえると思います。

今回の研修の受講者は、人身取引被害者の一時保護施設などに配属される職員を含むミャンマー政府社会福祉局の新人職員 21 人で、人身取引研修での学びが今後の業務に活かされることが期待されます。主な講師は社会福祉研修所の講師 2 名と準講師 1 名で、いずれもプロジェクトで実施する研修などを通じて養成した指導者たちです。自分たちでカリキュラムを作成し工夫を加えながら主体的に実施しており、すっかり独り立ちしてきた様子は頼もしいばかりです。

この研修の中では、甲木チーフアドバイザーも、プロジェクトの概要や背景、日本の人身取引の状況や日本政府の取り組みなどについて話をさせていただ

きました。日本への理解を深め、親しみを持ってもらうことも、私たちにとって重要な活動のひとつだと思います。このような研修が、ミャンマー側で企画され運営され実施されていくことを通じて、さらに人身取引対策が進んでいくことが期待されます。

被害者保護ワークショップ/ハンドブックワークショップの開催予定（3月12日から13日を予定）

3月12日から13日の2日間でヤンゴンでワークショップを開催します。

出席者は、過去にプロジェクトの実施した指導者養成研修(TOT)を受講し現場の第一線で活躍している警察関係者、ソーシャルワーカー、地方行政関係者やミャンマー女性連盟メンバーや NGO などの人たちです。目的は主に2点あります。1点は各地で展開している人身取引被害者保護活動の状況や取り組みを共有し、よりよい活動にするための話し合い。もう1点は現在プロジェクトで作成中の、人身取引被害者保護にあたる人が参照するためのハンドブックに関する話し合いです。

ハンドブックは、ハンドブック作成チームによってドラフト版が完成しましたが、今後、このワークショップを通じた意見／情報交換や、人身取引被害者保護の現場で実際に利用してもらった意見を踏まえ、今年後半には正式に完成予定です。

人身取引被害者保護活動においては、被害者ひとりひとりの状況が異なり、個別の事情に応じたきめ細かな対応が必要ですので、いわゆる「マニュアル」で対応するのは困難です。一方で、例えば「被害者中心」のような基本的な考え方や、必要な情報などがハンドブックに記載されて活用されることにより、人身被害者保護活動の最低限の標準化がなされるとともに、活動の広がりも期待がされます。